

(通行不能の状態にある場合の無道路地の判定)

[Q7] 特定土地等を評価する場合において、特定非常災害による被害により画地に接する路線が通行不能の状態であるときには、無道路地として評価できますか。

[A]

特定非常災害に係る特例の適用を受ける特定土地等の「特定非常災害の発生直後の価額(特定非常災害発生後を基準とした価額)」については、特定土地等の状況が特定非常災害の発生直後も引き続き相続等により取得した時の現況にあったものとみなしてその特定土地等を評価した価額となります。

したがって、特定非常災害により路線の形状が崩れたり、がれきが堆積したこと等により、画地に接する路線がいずれも通行不能の状態となったとしても、無道路地として評価することはできません。

【関係法令等】

措置法第69条の6、第69条の7

措置法施行令第40条の2の3第3項第1号

措置法通達69の6・69の7共-2

評価通達20-3